

宗教改革初期の帝国と公会議

渡邊 伸

「一五二一年から一五二五年までの宗教改革の決定的な時期に、教会分裂の動きを止めるための方法が一つだけあった。公会議である。」^① 教会史家イエディンは、宗教改革初期の状況についてこう記している。帝国議会議録を繙くならば、ルター問題は公会議で解決すべしとする議論が頻出する。実際には、公会議の開催はトレント公会議まで実現せず、しかも新旧両派の対立は解消されなかった。このため、宗教改革期の公会議議論に関する研究は多くなかった。しかしながら、公会議による解決は、トレント以後も新旧両派によって求められ続けた。宗教改革の帰趨を帝国の観点から考えようとするならば、公会議に関する問題は避けて通れない。本稿では、シュパイアー「国民公会議ないし集会」計画が破綻するまでの宗教改革初期、帝国での公会議議論を検討する。

当該時期の公会議問題に関する専論には、ホフマンの学位論文がある^②。彼によれば、ルター支持派はルター思想に基づいた公会議を主張し、他方、カトリック派も自領の利害に基づいて公会議の開催を求めた。しかし、全体公会議の開催が困難なために、国民公会議ないし集会在が主張された。シュパイアーで予定された国民集会在は、カール五世によって拒否されたが、ドイツではカトリックもルター支持派も国民公会議・集会在が教会問題を解決する点では一致していた、と結論する^③。

教義面から公会議論の変遷を扱ったマインホルトは、ルター問題が公会議論に新たな展開をもたらしたとする。中世末以来ドイツでは、公会

議が教会の統一と改革を行うと認識されていた^④。ルターは、教皇による教会罰の宣告を予期して、一五一八年と一五二〇年の二回、教皇の破門宣告に対して公会議に上訴を求める文書を作成した^⑤。ルターの公会議要求は広範な反響を起し、教皇特使もルター問題を含む教会の改革のために公会議が必要と確信した。マインホルトは、この時期の公会議議論は、伝統的な公会議の役割に、教義の決定という新たな任務を付け加えるものだったと述べている^⑥。

伝統的な公会議論が、宗教改革運動によって新たな展開をみたする点は、近年のレープゲンにも引き継がれている。一五一七年以降、教会の改革を期待できるとして、公会議に多様な期待が寄せられた。ルター自身は、公会議について伝統的な公会議主義による他、新たな聖書主義も論拠に発言した。このため、公会議をめぐる議論は、論理的に多様な組み合わせの上に展開したが、既に新旧両派で明確に相違したと彼はみている^⑦。

ルター問題をめぐる公会議の論議が、神学論争だけでなく、国制上も重要な意義を持ったとするのが、ボルトである。彼は、フリードリヒ賢公がルターを保護した理由を、贖宥を含む教会税や教会裁判権、司教人事問題、修道院改革、教会の検閲、教会罰の濫用に対する反発など、伝統的な教会政策に則ったものであり、とくに創設間もない大学の擁護が重要とした^⑧。他方、帝国諸身分は教会負担への「不満 *gravamina*」解

消を課題としており、教皇庁・聖界諸侯を批判するものとしてルター問題を扱った。彼らは一五二一年以降、公会議による教会問題解決を求め、信仰問題を討議し決定をする権利を要求した。諸身分は、一五二二〜二三年の第二ニュルンベルク帝国議会で直接教皇と交渉して教会問題の主導権をとろうとし、一五二四年の第三ニュルンベルク帝国議会ではシュパイアーで国民公会議・集会を開催する決議をした。シュパイアーの会議は、皇帝に諮ることなく、ルターや不満の問題に関する一般的な決定権をもち、教皇の意志に反することも可能とされた。したがって、会議は皇帝や教皇から自立した諸身分主導の帝国ないし国民教会の成立を示すものであり、各領邦君主によるラント教会を前提として、全帝国で統一的に教会の悪弊を除去しようとするものであった。シュパイアーの会議が頓挫した原因を、ホフマンはカール五世の禁令によるとしたが、ポルトはこれを修正する。ルター支持派、カトリック派ともに集会開催を主張したが、国民公会議・集会など多様な呼称が示すように、目的・位置づけが統一されていなかったことに主要因を見いだす。

ラウバッハは、国民公会議 *Nationalkonzil* の課題と権限を検討し、ポルトらの議論に修正を加えている。まず、この時期、公会議論は変わっていないとする。国民公会議は十八世紀の法学者に至るまで国民集会 *nationalversammlung* と置き換えられ、同一視された。国民公会議の表記は一四四五年フランクフルト帝国議会の議決に登場し、ドイツの教会の全体会合ないしは国民公会議となっている。その会議にはコンスタンツ公会議と同じ全権が認められること、またフランスのブルジュユ教会会議をモデルに国民 *nation* の問題を協議するとされた。ラウバッハは、一五二四年の時点でも同一内容が意図されたと論じて、当該時期の公会議理念に大きな変化を認めない。つまり、宗教改革初期の国民公会議は、ルターに依拠したものではなく、バイエルン大公がルター派根絶のため

主張したものであり、諸身分の大勢はこれに同調した。ホフマンやポルトがルター主義の影響とする公会議への俗人参加も、ラウバッハは一四五年の国民公会議案も議決権を聖俗帝国諸身分に認めており、変化はないと主張する。

第二の論点は、公会議は国民教会の組織を作ることを目標としたのかである。ラウバッハは国民公会議・集会の要求に、国民公会議はさほど負担ではなく、それによって平民を平穩にさせることができるとあるように、帝国諸身分の大半は、全体公会議の開催までの応急措置として開催を求めていたと指摘する。そして第三の論点は、多様な呼称に関するもので、それは同時代の人々が目的を統一できていなかったのではなく、開催実施のための意図的な方策であったとする。ラウバッハはこのようにホフマン、ポルトらの見解を修正しようとしている。以下、この三点を軸に帝国での公会議問題を考察する。

最初に、新しい公会議論の特色を整理しておこう。ホフマンによれば、第二ニュルンベルク帝国議会で諸身分が教会問題検討のため設置した小委員会は、一五二三年一月十九日付けで最もルター派よりの公会議を提案した。提案は「自由なキリスト教の公会議 *ein frei christlichen concilium*」をドイツの相応しい場所で、遅くとも一年以内に開催することであった。ホフマンは、その「キリスト教の」が含意していたのは、会議においてキリストと神の言葉だけが決定を導く、すなわち人間や教皇の取り決めではなく、聖書によって決定されるといふ聖書主義であり、また「自由な」とは教皇からの自由を意味し、万人祭司説に則って俗人にも参加と評決の権利を認めると指摘する。

ホフマンやマインホルト、レープゲンは、以上の宗教改革派の公会議論がカトリックにも影響を与えたとする。全キリスト教界から参加する全体公会議ではなく、ドイツの公会議、「国民公会議 *National Konzil*」

あるいは「国民集会Nationalversammlung」を、新旧両派が一致して解決策としたという点である。

まず、一五二二年帝国議会で、ルターが公会議もフスの処断を下したように誤りうると語り、事情聴取に際して「神の言葉や法、命令」に従うのか、「教皇や人間のする公会議の立法」を信じるのかと発言したところ、²⁴帝国統治院の使節が彼と交渉した際には、ルターは皇帝と帝国に判断を委ねることを拒否し、あくまで聖書のみを主張し、公会議を裁定機関とすることも拒否したことが伝えられた。²⁵しかし、ルターはウォルムス出發後諸身分に宛てた書簡で、人間の審判よりも聖書が決定するという条件つきで不偏不党の審判ないし公会議の判定に従うと表明した。同様の内容は帝国議会議録にも報告されている。²⁶このような情報からすれば、ルターを支持する諸身分の間で公会議について見解が定まらなかったとしてもおかしくない。

公会議問題に関するパンフレット類を検討したブロックマンの研究によれば、当時、改革派の公会議論に伝統的な公会議論とルターによる公会議論の二つがあった。彼は、一五二〇年代前半の出版物では、改革派は伝統的な公会議論が中心であったとまとめている。²⁷一五二〇年シユペングラーは通常の公会議で解決すべきとし、マルシャルクも一五二三年に「キリスト教の公会議」のみで「自由な」をつけていない。一五二一年の匿名者、一五二二年のギユッテルとクロンベルクの文書は「自由な」公会議を求めた。²⁸一五二四年ツェルは「神の聖霊に集められ、聖書の規定を受ける自由なキリスト教の公会議を求めらる。」一五二三年のギユンツブルクとロツツァー、翌年のブツァーは、ルターに基づいて公会議とその決定を人間の業と位置づけ、公会議に否定的である。²⁹

ブロックマンが紹介している文書を並べてみると、彼自身は踏み込んでいないが、全体の趨勢として年ごとにルター主義の公会議論が浸透し

ていった経過をみることでできよう。とくに一五二三年頃から明確に聖書主義による公会議論が展開されはじめた点に注目しておきたい。そこで帝国議会で論議へのルター主義の影響をみてみよう。

ホフマンは、一五二一年に世俗諸侯が皇帝に教会改革と公会議招集を請願した文書において「全体の教会集会」での解決が求められており、ルターの影響を示していると述べている。³⁰ただしその文書は現存せず、別史料から推測している。³¹しかし、教会への負担不満を公会議で解決することは一五世紀以来の主張であり、どの点にルターの影響が認められるのか判然としない。

一五二二年、第二ニュルンベルク帝国議会でザクセン選定侯は、十二月七日教皇側にルター問題は実力では何も達成できないと提言し、学識者の会合による信仰討論を最良の解決策とした。教皇と皇帝は全キリスト教界から聖書について学識あり、理解し、実践している者を集めて、教義についてルターと討議させるべきだとある。³²ホフマンやボルトは、この文書が教皇の破門宣告やウォルムス勅令の後に改めて「討議」を求めることにルター主義を指摘する。フリードリヒ賢公がルター擁護論を展開していることは間違いない。しかし、公会議論として教皇の招集権を認めている点に、ルターよりも伝統的な公会議論に則っていることを確認すべきである。

一五二三年一月十九日頃の教皇特使の提言に対する諸身分の回答文書は、起草者など不明だが、当時ルター派の標語であった「聖なる福音」をもとに教皇庁、高位聖職者を批判し、「自由な公会議」を求めている。さらに「俗人も聖職者と同様に扱い、決定した」伝統を訴えるなど、この文書は明確にルター主義によっていると確認できる。³³

同様に宗教改革派の立場が鮮明な文書は、帝都都市のものである。一五二四年第三ニュルンベルク帝国議会上に際し、一月五日のシユトラース

ブルク市参事会の指示書には、「自由な公会議またはキリスト者の共同体 *christliche gemein* によって決められたこと」に従うとある。教会を信者の共同体とする主張は、この都市の改革派指導者ブツァーやツェルの理念に基づく。三月二六日にはシュトラースブルク、ウルムなど都市代表が帝国議会に対して意見を表明した。それは「神の言葉が至るところで、どこでもキリスト教界で聞かれ、明確に説教されることが必要」であり、「神の言葉が以後明確に讃えられるようにするため」公会議の開催を求めた。公会議の条件は「自由であること」、「ドイツの国あるいは帝国で開催される」ことである。また聖職者だけでなく「徳のある敬虔なキリスト者がすべて参加すること」とあり、宗教改革派の公会議の特徴とされた点が列挙されている。さらに四月六日の諸身分によるルター問題決議に都市が抗議した文書でも、「ドイツの国の中にある場所で、名誉と理性のある聖俗のキリスト者による、自由なキリスト教の公会議、または他のキリスト教にかなう審問 *vorhöf* によって」検討するよう求められている。以上から、ホフマン以下の研究が指摘してきたように、都市代表の公会議論はルター主義、宗教改革派の理念に基づいていることが明確に認められるが、改革派の理念が浸透しているのは一五二三年頃からと判断できるだろう。

つぎに、国民公会議ないし国民集会の用語をみると、ホフマンはこの概念の初出を、一五二三年十一月のザルツブルク大司教管区司教顧問官会議とする。さらに帝国議会でのドイツの公会議に関する最初の発議は、バイエルン大公の提言としている。一五二四年二月十一日の提言は、まだ全体公会議 *ain gemein concilium* の開催が不可欠と記している。三月二五日頃の提案は「ドイツ国民の教会会議 *ain sinodum Teutscher nation* を開き、全ドイツ国民から学識者を集めて現今の異端について討論 *disputieren* する」というものである。バイエルン顧問官の四月三〇

日の記録には、「全体あるいはドイツの国のみによって」と公会議開催の選択が示されている。以上から「ドイツ国民による個別公会議ないし教会会議」の提案はバイエルンによってなされた、ないし望まれたとされる。

帝国議会における論議をみると、三月二六日の会議で諸身分は、「ドイツ人だけで特別の自由で開かれた公会議」を求めた。四月四～五日の会議録では「全体ないし国民の *gemain oder national* 公会議」や「来る全体ないし国民公会議」、「将来の公会議ないし教会会議 *consilio oder sinodo*」と記述され、国民公会議はあくまでも次善の策という位置づけで、教皇特使と交渉しようとしている。四月六日の討議でも「領域 *provincial* ないし全体公会議」で解決すべきという主張が繰り返され、四月九日の議決にいたる。この議決は「領域 *provincial* 公会議」を開いて平民を鎮めておき、それから全体公会議の開催、という段取りを示している。都市をのぞく諸身分は、伝統的な公会議論の立場にあつて、ラウバッハさらにはヴァツゼッカーが指摘するように、国民公会議に新たな位置づけを与えていたとは考えにくい。

さらに、四月九日の議決には「すべてのキリスト教界の全体の *gemeine*、自由で普遍的 *fri univerrale*」公会議が求められており、「自由 *fri*」の表記が必ずしも宗教改革派の理念によるとは限らないことを示しており、ホフマンらの主張には疑問が残る。第三ニュルンベルク帝国議会の最終議決はその表現を再録しており、全体公会議が開かれるまでの間、シュパイアーでドイツ国民の全体集会を開いて協議することを決議したが、皇帝名による決議告知文にも「余の承認をもって教皇陛下による自由な全体の公会議まで」と書かれているのである。

ここでは、国民公会議・集会の議論が、当初から全体公会議までの応急的、一時的な措置の位置づけを伴っていたことに注目しておきたい。

既に一五二一年、シュパライテンが訳してフリードリヒ賢公に提出した、不偏不党の委員会設置を勧告した文書が「ルター問題のように問題が複雑であれば、つぎの全体の公会議で」解決すべきであると提案している。第二ニュルンベルク帝国議会後、フリードリヒ賢公が帝国議決を通知したとき、ルターは「近く開かれるつぎの公会議まで」皇帝の追放刑や教会罰を延期されるとした⁵³。先に紹介した最もルター主義よりの一五二四年三月二六日の案でも、バンベルクの使節は全体公会議がうまくいくように国民公会議を開くと伝えており、国民公会議は暫定策として位置づけられている。

以上から、公会議論の変化に関して、ルターが主張した公会議論が都市を中心に、とくに一五二三年頃から宗教改革派に浸透していったと判断できよう。一方、カトリック側が、ドイツでの国民公会議を主張し、宗教改革派も条件付きで公会議を求めたことは、ホフマン以下が論じてきたとおりである。しかし、カトリック派は伝統的な公会議論を変えていかなかったとみるべきであろう。したがって、新旧両派の大半は、ルター問題を含めた教会問題を公会議で解決することで一致していたが、「自由な」の内容にも見られるように、目的や方法、参加者、判断基準など公会議論の詳細は、この時期には確定していなかったと推定できる。重要な点は、当該時期の国民公会議・集会論は全体公会議までの暫定、応急措置という位置づけであることで、このことを見落としてはならない。

つぎに、国民公会議・集会が国民教会の組織化を意図したものであったのか検討してみよう。まず、第二ニュルンベルク議会で、一五二三年一月の皇帝代理フェルディナント大公との交渉において、ザクセン選侯の顧問プラーニッツ以下、帝国統治院の多数は、統治院が帝国議会への質疑もなしに信仰問題に関する決定を行えば嘲罵を浴びると述べ、「諸身分に作られた決定を押しつけるのではなく、彼らにルターに対し

て何を行うのがよいか、考えを聞くために、ルター問題はあらたな協議にかけるべきだ」と主張した⁵⁴。さらに小委員会の草案を、ホフマンは「帝国を問題にする限り、あきらかにドイツの教会統治の転換・変更の端緒」であり、公会議論が国民単位に分離する傾向を示すとする⁵⁵。ボルトも、帝国諸身分が皇帝の意向に関係なくルター問題を帝国委員会で独自に協議し決定する、つまり教会問題に関する決定権を持つことを示しており、第二ニュルンベルク議会では信仰問題と帝国教会政策上の主導権が皇帝から諸身分に移った、と主張する⁵⁶。

しかし、小委員会の草案は一月十九日に大委員会で協議されたが、聖界諸侯、聖職者が多数を占めた。その結果、「自由で独立した公会議」の要求は残ったが、伝統的な公会議を意味する「全体の *gemein*」が付け加えられた。また「少なくとも一年以内に」という条件に「可能ならば」という留保がつけられ、実質的な先送りが見られた⁵⁷。当事者であるプラーニッツは「俗界諸侯の多くが草案に同意したので、彼ら（聖界諸侯）は多くの点で合意し、何も変えられることはなかった」と、変更を重視していないが、かりに小委員会の草案に諸身分主導による教会政策の意図があったとしても、大委員会では諸身分の間で意見の対立は明白であり、伝統的な公会議論に戻され、実質的な棚上げとなったことを考えるならば、この時点で「ドイツの教会統治の転換・変更の端緒」、諸身分が教会問題の主導権を握ったとは考えにくい。

第三ニュルンベルク帝国議会では、教会改革にも公会議にも消極的な新教皇クレメンス七世の姿勢が帝国諸身分の反発をかい、三月二六日の会合で再び「全体の、あるいは国民の公会議」を開くことが要請された⁵⁸。ホフマンは、ここから展開した国民公会議の理念は、四月三日の諸身分決定において発展の頂点を迎えたとし、国民公会議は教皇庁から独立した信仰問題の決定機関とみなされたと主張する⁵⁹。議決草案は、シュパイ

アー集会を「神聖帝国の諸身分の全体集会」と記し、諸身分に直接出席するか、決定権のある全権使節を派遣するよう求めている⁸⁵。ポルトも三月二六日議決のドイツの特別公会議案はドイツの国民的な教会制度をつくろうとしたと論じている⁸⁶。

しかし、先にもみたように、これらの案は、いずれも全体公会議との選択肢ないし、全体公会議までの暫定であって、あくまでも次善の策という位置づけであることからすれば、国民公会議をドイツの国民的な教会制度とすることには、無理があるのではないか。

これに対し、ラウバッハは、公会議開催を求める議論の要因には平民の不满と蜂起が懸念される状況があり、公会議は緊急措置にすぎなかったとする。

平民に関する対策として言及された記録は、ウォルムス帝国議会の際、ザクセン公ゲオルクが、領内のルター派拡大を阻止するため統治院に対策を求め、「全帝国議会諸身分のキリスト教集会または教会会議 *consilia* の摂理」によって決定するとした提案がある⁸⁷。これが帝国レベルでの最初の記録と思われる。また、第二ニュルンベルク帝国議会に際して、一五二二年十二月四日ブラーニッツがフリードリヒ賢公に「私の危惧の原因は、神の荣誉や善意よりもはるかに帝国における蜂起 *aufzur* にあります」と報告を送っている⁸⁸。ただし、この記述にはジッキンゲンの騎士戦争の報告が続く。一五二三年一月の小委員会の草案にも「教会の負担が改善されなければ、聖俗諸身分間の良き平和も統一もなく、ドイツ人におけるこの憤慨 *empörung* を鎮めることもかなわない」とあるが、これもジッキンゲンを念頭においているものと考えられる。この時点で平民蜂起への危惧は深刻ではないといえる。

一五二四年四月の第三ニュルンベルク帝国議会関係では、四月五日のドイツ騎士団長の意見に、ザクセンでは「もしかすると聖職者に対する

全体的な蜂起」が懸念され、南ドイツでも新しい教義が急速に広まってウォルムス勅令が「平民の不服従から聖俗公権をないがしろにさせる」ことになることが危惧されるとある。四月六日の都市代表から諸身分への意見では、ウォルムス勅令が多くの蜂起や不服従、流血の原因になる危険を述べ、さらに平民 *gemein man* が多くの耐え難い負担を課せられている現状の早急な改善を求めている⁸⁹。そして八日の会議において諸身分側から、国民の公会議はさほど負担ではなく、公会議によって「平民 *gemeinen mann* をしずめられる」と意見が出された⁹⁰。

たしかに、ウォルムス勅令の執行が困難であることを述べた文書や、全体公会議ないし国民公会議、あるいはそれにかわる集会が要請された際、多くの不服従や平民の不满に関する記述が伴っている。しかし、いずれも教会への負担不満の改善や、教皇勅書やウォルムス勅令に対する反発の口実という可能性も否定できない。宗教改革運動が展開していた帝国都市での状況認識に対して、公会議をルター派撲滅の手段として提唱していたバイエルンをはじめとする諸身分が、どこまで平民の蜂起を危惧していたか、即断はできないだろう。

第三の争点は、多様な呼称をいかに評価すべきかである。ラウバッハによると、皇帝弁務官のハンナルトは名称変更を公会議の断念ととらえ、皇帝に対しシュパイアーに安心して使節を送るよう伝えた。カール五世はこの解釈を受け入れず、教皇庁とともに集会に反対したが、国民集会とすることで開催実現の可能性は高まったとされる⁹¹。ホフマンも、四月五日の諸身分の決定以降、「国民公会議」が消えて「ドイツ国民の全体集会」に置き換えられていることを認め、名称の変更は教皇特使に対する配慮であって、諸身分が考えていた内容に変更はないと述べている⁹²。

しかし、議決草案は、シュパイアー集会を「神聖帝国の諸身分の全体集会」と記し、通常の帝国議会と同置する⁹³。この後の四月十八日付帝国

議会議決でも「全体の自由な普遍の公会議」を求め、それまでの暫定として「ドイツ国民の全体集会」を聖マルティンの日までに開催することを求めているのだが、決定の告知文では帝国代官と皇帝弁務官ならびに「シュパイアーの全体帝国議会と集会の *eines gemeinen reichstags und versammlung*」諸身分とで協議するとされている。フェルディナント大公は、シュパイアーでトルコ戦援助と自らのローマ王選出を求めようとしたが、国民集会では権限がないので、会議を「帝国議会にして集会」あるいは「全ゲマイン帝国議会にして全ての神聖帝国の構成員と諸身分の集会」と記述している。皇帝弁務官から摂政マルグレート宛の報告は「ドイツの国民公会議」と表記する。その後、たとえば一五二七年の都市会合では再び「全体または国民公会議に権限がある」と確認している。

国民公会議を国民集会とすることで開催実現を図る意図があったことは間違いないにしても、関係者の利害関係も影響して、会議の具体的な目的や法的位置づけには多様な解釈があったことは否定できないだろう。ラウバッハは、国民集会の意図的な用法に関して、「*Nation*」の用法がハンガリー、ベーメン、北欧などを含んだものから、フリードリヒ三世治下で共通の言葉を話し、出自や歴史的経過を共通にする意識に基づくものに変化しており、「信仰の争点を協議するためのドイツ諸身分の集会」とするのが適切であると主張している。

しかし、国民と訳した *Nation* には注意すべき点がある。ドイツと帝国の関係である。一五二三年一月の小委員会の提案では、自由でキリスト教の公会議の開催場所として、シュトラースブルク、マインツ、ケルン、コンスタンツあるいはメッス、と提案されている。メッスはフランス語圏であることに注意したい。なぜなら一五二四年三月二六日の討議では、全体公会議がのぞめないとして「ドイツ語を話すもののみ *allian die teusch zungen*」で特別な自由で開かれた公会議を開き」決めるべき

と提起されている。しかも翌日付の都市代表の意見は、自由な公会議の開催場所として「ドイツの国あるいは帝国 *in das Teutsch Land oder reich*」での開催を求めており、ラウバッハが推定しているほど、国民意識もまだ帝国との関係を含めて確固としていなかったのではないかと考えられるからである。

一五二四年までの帝国における公会議問題をみてみると、改革派の新しい公会議論が広まり、帝国議会での議論に反映されるのは、一五二三年頃からとみることができ、改革派の中でも統一には至らず、大勢は基本的に伝統的な公会議論で理解していたと推定できる。国民公会議ないし国民集会も諸身分主導の教会体制を具体化したものというよりも、「ドイツ国民の不满」、教会の悪弊問題改革という諸身分の共通の課題を実現するための暫定的、応急手段ととらえる方がよいだろう。

たとえば国民公会議を最初に提言したバイエルン大公の意図はどこにあったか。ホフマンは、国民公会議を実現することよりも、それを教皇庁との取引材料にすることにあつたと指摘している。つまり、バイエルンは、国民公会議はもちろん全体公会議も教皇庁が望んでいないことを十分に承知していた。他方、国民公会議の提案をした同じ頃、一月十五日に教皇はバイエルン大公に領内の聖職者に対する対トルコ戦争のための課税延長を承認した。

この事例からも、国民公会議ないし国民集会の最大の眼目がどこにあったかが推定できる。教会への負担不満を早急に解決したいという点で、諸身分は党派をこえた利害の一致をみていた。その方策が全体公会議ないし国民公会議であり、その代替会議であつた。

宗教改革初期の公会議論争は、ルター主義の展開とウォルムス勅令実施との緊張の中で、各派がそれぞれの利害をもって多様な公会議論を展開した。諸身分は新旧両派を問わず、教会の悪弊と負担問題を公会議に

よって解決しようとした点では一致していたが、その具体的内容は各陣営でもいまだ明確化・統一されず、猶予策の域を出なかった。しかし、宗教改革期における公会議問題は、むしろ一五二五年以降に本格化し、公会議論も具体化していった。この問題は稿を改めて考察することにした。

注

- ① H. Jedin, *Die Geschichte des Konzils von Trient*, Bd.1, 3. Aufl., 1966, S.155.
- ② K. Hofmann, *Die Konzilsfrage auf den deutschen Reichstagen von 1521-1524*, Diss. theol. Heidelberg 1932, Mannheim, 1932.
- ③ Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.104.
- ④ P. Mainhold, *Das Konzil im Jahrhundert der Reformation*, in, *Die ökumenischen Konzile der Christenheit*, hrsg. v. H. J. Margull, Stuttgart, 1961, S.203-4.
- ⑤ ルターは伝統的な公会議主義の論拠によりつゝも、既に公会議の決定も人間の業という認識を示しつつある。D. Martin Luthers Werke, Weimar, (WA), Bd.2, 1884, ND, 2004, S.36f. Mainhold, *Das Konzil*, S.209, さらに『キリスト教貴族に与える』の公会議について、聖書に基づいて教会の誤りを正し、教皇のヒエラルヒーを排し、聖書にある信仰箇条を明らかにするために招集すべきと主張した。WA, Bd.6, S.413f., bes., S.415. 他方、ルターは公会議に代表されるものと霊的なキリストの体とを区別する考えも示した。WA, Bd.1, S.656, Bd.2, S.404. 拙稿「ルターの公会議論とその影響について」『立命館文学』五九七号、二〇〇七参照。
- ⑥ Mainhold, *Das Konzil*, S.210.
- ⑦ K. Reggen, *Reich und Konzil (1521-1566)*, in, idem, *Dreißigjähriger Krieg und Westfälischer Friede*, Paderborn, 1998, S.263-5.
- ⑧ W. Borth, *Die Luthersache 1517-1524*, Lübeck, 1970, S.88-91.
- ⑨ Borth, *Luthersache*, S.137-9.

- ⑩ Borth, *Luthersache*, S.155.
- ⑪ *Deutsche Reichstagsakten Jüngere Reihe* (RTA), Bd.4, Bearb. v. A. Wrede, Gotha, 1905, Nr.26, bes., S.199-200.
- ⑫ Borth, *Luthersache*, S.154. ホルトは、国民公会議・集会が帝国国制問題であった傍証として、フェルディナント大公が、一五二四年、オーストリアとバイエルン、配下の聖職者を招集したレーゲンスブルク会議をあげる。この会議は、教皇庁が皇帝にたよって帝国レベルで異端解消を図ることを放棄し、領邦レベルでの実現に方向転換したことを示し、信仰問題から政治同盟、帝国法・国制の問題になったことを示しつつある。
- ⑬ Borth, *Luthersache*, S.162-165.
- ⑭ E. Laubach, “Nationalversammlung” im 16. Jahrhundert zu Inhalt und Funktion eines politischen Begriffes, in, *Mitteilungen des Österreichischen staatsarchivs* 38, 1985, S.1.
- ⑮ Laubach, op. cit. 244-245 J. Moser, *Teutsches Staatsrecht*, Bd.3 (Frankfurt am Main und Leipzig 1740, ND Osnabrück 1968), S.248-257.
- ⑯ Laubach, *Nationalversammlung*, S.6-7.
- ⑰ RTA, Bd.4, Nr.120, S.523.
- ⑱ Laubach, *Nationalversammlung*, S.8-9.
- ⑲ RTA, Bd.4, Nr.25, S.170, z.8-10.
- ⑳ Laubach, *Nationalversammlung*, S.10-11.
- ㉑ RTA, Bd.3, Bearbeitet v. A. Wrede, Gotha, 1901, Nr.79, S.424f. ルターの影響を強く受けた提案が可能になったのは、委員会構成による。小委員会構成員の九名中、バンベルクのシュヴァルツェンベルク、マグデブルク顧問官ツォホ、マインツ顧問ローテンアンらは人文主義者、法曹家の出身でその多くがルター派であった。RTA, Bd.3, S.417, Anm.3, H. v. d. Planitz, *Berichte aus dem Reichsregiment in Nürnberg 1521-1523*, Hrsg. v. E. Wülckner, H. Virek, 1899, ND. Hildesheim, 1979, S.304, 20f. とくにシュヴァルツェンベルクは委員会が大きな影響力を發揮し、ランゲはシュヴァルツェンベルクの提言について、重要な意義を認めている。

- L.v.Ranke, *Deutsche Geschichte im Zeitalter der Reformation*, Bd.2, Leipzig, 1881, S.41. 渡辺茂樹「宗教改革時代のドイツ史」『世界の名著・トンケ』中央公論社、一九七四、二八〇～二頁。
- ②⑦ Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.46-50.
- ②⑧ RTA, Bd.2, Bearbeitet v. A. Wrede, Gotha, 1896, Nr.67, S.500, Nr.80, S.577.
- ②⑨ RTA, Bd.2, Nr.80, S.586-7, Anm.1.
- ②⑩ *Acta Reformationis Catholicae*, Bd.1, Hrsg. v. G. Pfeilschifter, Regensburg, 1959, Nr.50, WA, Bd.7, S.819.
- ②⑪ RTA, Bd.2, Nr.85, S.609.
- ②⑫ Th. Brockmann, *Die Konzilsfrage in den Flug- und Streitschriften des Deutschesprachraumes 1518-1563*, Göttingen, 1998, S.201f.
- ②⑬ Brockmann, *Die Konzilsfrage*, S.205-6.
- ②⑭ Brockmann, *Die Konzilsfrage*, S.207.
- ②⑮ Brockmann, *Die Konzilsfrage*, S.208.
- ②⑯ Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.15.
- ②⑰ RTA, Bd.2, Nr.98, S.723, 32f.
- ②⑱ Planitz, *Berichte*, Nr.121, S.274, Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.42.
- ②⑲ RTA, Bd.3, Nr.80, S.431.
- ③① RTA, Bd.4, Nr.19, S.50, *Politische Correspondenz der Stadt Straßburg im Zeitalter der Reformation*, Hrsg. v. H. Virck, Straßburg, 1882, Nr.162.
- ③② 拙著『宗教改革と社会』京都大学学術出版会、二〇〇一、第二章参照。
- ③③ Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.74-5.
- ③④ RTA, Bd.4, Nr.107, S.491-3.
- ③⑤ RTA, Bd.4, Nr.113, S.506-8.
- ③⑥ Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.71-2. ただし、マンマンダー、一五二一年の地方公会議 provincialis Concilii 開催を打診している。 *Monumenta reformationis Lutheranae ex tabularis secretioribus S. Sedis 1521-1525*, col. P. Balan, Regensburg, 1884, Nr.107, S.270.
- ③⑦ RTA, Bd.4, Nr.36, S.301.
- ③⑧ RTA, Bd.4, Nr.89, S.433f.
- ③⑨ RTA, Bd.4, Nr.81, S.416-7.
- ③⑩ RTA, Bd.4, Nr.26, S.201.
- ③⑪ RTA, Bd.4, Nr.110, S.501-2.
- ③⑫ RTA, Bd.4, Nr.25, S.164-5.
- ③⑬ RTA, Bd.4, Nr.26, S.209.
- ③⑭ J. Weizsäcker, *Der Versuch eines Nationalkonzils in Speier den 11. November 1524*, in, *Historische Zeitschrift*, Bd.64, 1890, S.203.
- ③⑮ RTA, Bd.4, Nr.116, S.514f.
- ③⑯ RTA, Bd.4, Nr.149, S.604f.
- ③⑰ RTA, Bd.4, Nr.152, S.616.
- ③⑱ C. Förstemann, *Neues Urkundenbuch zur Geschichte der evangelischen Kirchen-Reformation*, Hamburg, 1842, ND., Hildesheim, 1976, Nr.23, S.67, Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.19.
- ④① Planitz, *Berichte*, Nr.184.
- ④② RTA, Bd.4, Nr.110, S.500, Anm.3.
- ④③ 第二ニエントルンブルク帝国議会において、統治院は一五二二年十一月十四日、ルター問題を帝国議会に提出することを決定し、検討委員会を設置した。一三年一月十五日に小委員会の見解が提出され、大委員会での討議にて教皇特使と彼の支持者の抵抗による変更があった後、二月九日に帝国議決となった。統治院は三月六日に帝国法規定を出す。この交渉経過は、ザクセン使節プラーニッツと皇帝名代のフェルディナント大公との対立があった。大公は統治院への提案を教皇側の意図に置いて確定するのを、帝国議会には合意のみを求めることを考えて、ルターに関する問題を帝国（議会）に提示するのを求めた。
- ④④ Planitz, *Berichte*, Nr.111, 113, 132, 133, 148.
- ④⑤ K.Brandi, *Die deutsche Reformation*, Leipzig, 1927, S.138.
- ④⑥ Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.53.
- ④⑦ Borth, *Luthersache*, S.138-9.
- ④⑧ RTA, Bd.3, Nr.79, S.424.
- ④⑨ RTA, Bd.3, Nr.79, S.427.

- ②⑧ Planitz, *Berichte*, S.335, 338.
- ②⑨ RTA, Bd.4, Nr.110, S.500, 14f.
- ③① Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.77-9.
- ③② RTA, Bd.4, Nr.111, S.503, Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.89.
- ③③ RTA, Bd.4, Nr.118, S.522, Nr.257, S.766-7, K.Lanz, *Korrespondenz des Kaiser Karl V.*, Bd.1, Leipzig, S.127.
- ③④ Borth, *Luthersache*, S.147.
- ③⑤ F.Geß, *Akten und Briefe zur Kirchenpolitik Herzog Georgs von Sachsen*, Bd.1, Leipzig, 1905, ND., S.252, z.20f.
- ③⑥ Planitz, *Berichte*, N.118, S.260.
- ③⑦ RTA, Bd.3, Nr.79, S.417f, bes.,421-2.
- ③⑧ RTA, Bd.4, Nr.113,S.507-8.
- ③⑨ RTA, Bd.4, Nr.25, S.170.
- ④① Laubach, *Nationalversammlung*, S.14-5.
- ④② Hofmann, *Die Konzilsfrage*, S.89.
- ④③ RTA, Bd.4, Nr.120, S.522, Lanz, *op.cit.*, S.127.
- ④④ RTA, Bd.4, Nr.149, S.604.
- ④⑤ RTA, Bd.4, Nr.152, S.616.
- ④⑥ *Die Korrespondenz Ferdinands I*, Bd.1, Bearbeitet v. W.Bauer, Wien, 1912, Nr.65.
- ④⑦ RTA, Bd.4, Nr.257, S.766.
- ④⑧ RTA, Bd.7, Bearbeitet v. J. Kühn, Göttingen, 1935, ND.1963, S.145.
- ④⑨ Laubach, *Nationalversammlung*, S.12-3. ヲモトメテハ、*Reichstagen der Reformation*, in, *Aus den Arbeit an den Reichstagen unter Kaiser Karl V.*, Hrsg. v. H.Lutz u. A.Kohler, Göttingen, 1986, bes. S.71-90.

(京都府立大学文学部教授)